

第6号様式記載の手引

1 この申告書の用途等

- (1) この申告書は、仮決算に基づく中間申告（連結法人以外の法人が行う中間申告に限ります。）、確定した決算に基づく確定申告及びこれらに係る修正申告をする場合に使用します。なお、事業税及び地方法人特別税に係る仮決算に基づく中間申告は、その税額が予定申告に係る税額を超えないときに限り行うことができることに留意してください。
- (2) この申告書は、事務所又は事業所（以下「事務所等」といいます。）所在地の都道府県知事に1通を提出してください。ただし、2以上の都道府県に事務所等を有する法人は、主たる事務所等所在地の都道府県知事に対しては、写し（提出用の写し）1通を添付してください。
- (3) 税率の適用については、次の点にご留意ください。
 - ① 平成26年10月1日以後に開始する事業年度（又は連結事業年度）の仮決算に基づく中間申告（連結法人以外の法人が行う中間申告に限ります。）、確定した決算に基づく申告及びこれらに係る修正申告をする場合については、道府県民税法人税割、事業税所得割及び収入割並びに地方法人特別税の税率は、平成26年度税制改正後の税率が適用されます。
 - ② 法第72条の2第1項第1号イに掲げる法人（外形対象法人）が、平成27年4月1日以後に開始する事業年度（又は連結事業年度）の仮決算に基づく中間申告（連結法人以外の法人が行う中間申告に限ります。）、確定した決算に基づく申告及びこれらに係る修正申告をする場合については、事業税所得割、付加価値割及び資本割並びに地方法人特別税の税率は平成27年度税制改正後の税率が適用されます。
 - ③ ①・②について、標準税率以外の税率が適用される法人については、各都道府県ごとに定められた税率によります。
- (4) 法第23条第1項第4号の5イ(1)の規定の適用を受ける法人（無償増資による剰余金又は利益準備金の額の全部若しくは一部を資本金とした法人）にあつては、同号イ(1)に規定する剰余金又は利益準備金の全部若しくは一部を資本金とした事実及び資本金とした金額を証する書類（株主総会議事録、債権者に対する異議申立の公告（官報の抜粋）等）を、同条第1項第4号の5イ(2)の規定の適用を受ける法人（無償減資等による資本の欠損の填補を行った法人）にあつては、同号イ(2)に規定する資本の欠損の填補を行った事実及び資本の欠損の填補に充てた金額を証する書類（株主総会議事録、債権者に対する異議申立の公告（官報の抜粋）等）を、同条第1項第4号の5イ(3)の規定の適用を受ける法人（剰余金を損失の填補に充てた法人）にあつては、同号イ(3)に規定する剰余金を損失の填補に充てた事実及び剰余金を損失の填補に充てた金額を証する書類（株主総会議事録、債権者に対する異議申立の公告（官報の抜粋）、株主資本等変動計算書等）を添付してください。

2 各欄の記載のしかた

欄	記載のしかた	留意事項
1 「※処理事項」		記載する必要はありません。
2 金額の単位区分（けた）のある欄	単位区分に従って正確に記載します。また記載すべき金額が赤字額となるときは、その金額の直前の単位（けた）に△印を付して記載してください。	
3 「法人名」	法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、この申告書を提出する場合にあつては、当該法人課税信託の名称を併記します。	
4 「所在地」	本店の所在地を記載します。なお、2以上の都道府県に事務所等を有する法人が、当該都道府県内に支店等のみを有する場合にあつては、主たる支店等の所在地も併記してください。	
5 「代表者自署押印」及び「経理責任者自署押印」	この申告書の作成時における法人の業務を主宰している者及び経理の責任者（外国法人にあつては、この法律の施行地にある資産若しくは事業の管理又は経営の責任者及び経理の責任者）が自署し、押印します。	2以上の都道府県に事務所等を有する法人が主たる事務所等以外の事務所等所在地の都道府県知事に提出する申告書については、記名押印で差し支えありません。
6 「この申告の基礎」	法人税に係る修正申告、更正、決定又は再更正を基礎にして修正申告をする場合は、法人税に係る修正申告書を提出し、又は更正、決定若しくは再更正を受けた年月日（当該法人が連結子法人である場合又は連結子法人であった場合にあつては、当該法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人若しくは連結完全支配関係があつた連結親法人が法人税に係る修正申告書を提出し、又は更正、決定若しくは再更正を受けた年月日）を記載します。	
7 「事業種目」	事業の種類を具体的に、例えば「電気器具製造業」と記載します。なお、2以上の事業を行う場合にはそれぞれの事業を記載し、主たる事業に○印を付して記載してください。	
8 「期末現在の資本金の額又は出資金の額（解散日現在の資本金の額又は出資金の額）」	期末（中間申告の場合にあつては、その計算期間の末日）現在又は解散日現在における資本金の額又は出資金の額を記載します。	資本金の額又は出資金の額は、法人税の明細書（別表5(1)）の「Ⅱ 資本金等

		の額の計算に関する明細書」における、32の④の欄の金額を記載します。
9「同上が1億円以下の普通法人のうち中小法人等に該当しないもの」	<p>当期末における資本金の額又は出資金の額が1億円以下である普通法人が、次のいずれかの法人に該当する場合には、「非中小法人等」を○印で囲んで表示します。</p> <p>(1) 次のいずれかの法人（以下「大法人」といいます。）との間にこれらの大法人による完全支配関係がある法人</p> <p>(イ) 資本金の額又は出資金の額が5億円以上である法人</p> <p>(ロ) 法人税法第4条の7に規定する受託法人</p> <p>(ハ) 相互会社（外国相互会社を含みます。）</p> <p>(2) 当該普通法人との間に完全支配関係がある全ての大法人が有する株式及び出資の全部をいずれかの大法人が有するものとみなしたときにその一の大法人による完全支配関係があることとなる法人</p>	
10「期末現在の資本金の額及び資本準備金の額の合算額」	期末現在における資本金の額及び資本準備金の額の合算額を記載します。	<p>(1) 資本金の額は、法人税の明細書（別表5(1)）の「Ⅱ 資本金等の額の計算に関する明細書」における、32の④の欄の金額を用います。</p> <p>(2) 資本準備金の額は、法人税の明細書（別表5(1)）の「Ⅱ 資本金等の額の計算に関する明細書」における、33の④の欄の金額を用います。</p>
11「期末現在の資本金等の額」	<p>次に掲げる法人の区分ごとに、それぞれに定める金額を記載します。</p> <p>(1) 連結申告法人以外の法人（(3)に掲げる法人を除きます。） 法第23条第1項第4号の5イに定める額</p> <p>(2) 連結申告法人（(3)に掲げる法人を除きます。） 法第23条第1項第4号の5ニに定める額</p> <p>(3) 保険業法に規定する相互会社 政令第6条の25第1号に定める金額</p>	
12「道府県民税 事業税の申告書 地方法人特別税	<p>空欄は、次のように記載します。</p> <p>(1) 法人税の中間申告書及び法第72条の26第1項ただし書の規定による申告の場合は、「中間」</p> <p>(2) 法人税の確定申告書（退職年金等積立金に係るものを除きます。）又は連結確定申告書及び法第72条の25又は法第72条の28の規定による申告の場合は、「確定」</p> <p>(3) (1)又は(2)に係る修正申告の場合は、「修正中間」又は「修正確定」</p>	修正申告の場合は、「この申告の基礎」の欄も記載します。
13「法人税法の規定によって計算した法人税額①」	<p>次に掲げる法人税の申告書を提出する法人の区分ごとに、それぞれに定める法人税の申告書の欄の金額を記載します。</p> <p>(1) 別表1(1)を提出する法人 別表1(1)の10の欄の金額（ただし、別表1(1)の10の欄の上段に記載された金額（使途秘匿金の支出の額の40%相当額）がある場合には、当該金額を加算した合計額を記載します。以下(2)及び(3)においても同じです。）</p> <p>(2) 別表1(2)を提出する法人 別表1(2)の8の欄の金額</p> <p>(3) 別表1(3)を提出する法人 別表1(3)の8の欄の金額</p> <p>なお、()内には、使途秘匿金の支出の額の40%相当額（別表1(1)の10の欄の上段に外書として記載された金額、別表1(2)の8の欄の上段に外書として記載された金額又は別表1(3)の8の欄の上段に外書として記載された金額）、リース特別控除取戻税額（別表1(1)の5の欄、別表1(2)の5の欄又は別表1(3)の5の欄の金額）及び土地譲渡利益金額に対する法人税額（別表1(1)の7の欄、別表1(2)の7の欄又は別表1(3)の7の欄の金額）の合計額を記載します。</p>	<p>(1) 連結法人及び連結法人であった法人は、記載しないでください。</p> <p>(2) 2以上の都道府県に事務所等を有する法人及び東京都の特別区と市町村とに事務所等を有する法人（以下「都内分割法人」といいます。）は、記載する必要はありません。</p>

14「試験研究費の額に係る法人税額の特別控除額②」	<p>下記の金額はそれぞれに定める法人税の申告書の欄の金額を記載します。</p> <p>(1) 租税特別措置法第42条の4第1項（試験研究費の総額に係る税額控除）の規定に係る金額 法人税の明細書（別表6(6)）の27の欄の金額</p> <p>(2) 租税特別措置法第42条の4第2項（中小企業者等の試験研究費に係る税額控除）の規定に係る金額は記載しないでください。</p> <p>(3) 租税特別措置法第42条の4第3項（特別試験研究費に係る税額控除）の規定に係る金額（中小企業者等を除きます。）法人税の明細書（別表6(8)）の10の欄の金額</p> <p>(4) 租税特別措置法第42条の4第4項（試験研究費の増加額等に係る法人税額の特別控除）の規定に係る金額（中小企業者等を除きます。）法人税の明細書（別表6(9)）の22の欄の金額</p>	<p>連結法人及び連結法人であった法人は、記載しないでください。</p>
15「国家戦略特別区域において機械等を取得した場合等の法人税額の特別控除額③」	<p>下記の金額はそれぞれに定める法人税の申告書の欄の金額を記載します。</p> <p>(1) 租税特別措置法第42条の10第2項（国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）及び第3項（繰越税額控除限度超過額に係る法人税額の特別控除）の規定に係る金額 法人税の明細書（別表6(15)）の25の欄の金額</p> <p>(2) 租税特別措置法第42条の11第2項（国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）及び第3項（繰越税額控除限度超過額に係る法人税額の特別控除）の規定に係る金額 法人税の明細書（別表6(16)）の25の欄の金額</p> <p>(3) 租税特別措置法第42条の12の2第1項（雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除）の規定に係る金額（中小企業者等を除きます。）法人税の明細書（別表6(17)）の15の欄の金額</p> <p>(4) 租税特別措置法第42条の12の4第1項（雇用者給与等支給額が増加した場合の法人税額の特別控除）の規定に係る金額（中小企業者等を除きます。）法人税の明細書（別表6(21)）の13の欄の金額</p> <p>(5) 租税特別措置法第42条の12の5第7項及び第8項（生産性向上設備等を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定に係る金額（中小企業者等を除きます。）法人税の明細書（別表6(22)）の21の欄の金額</p> <p>(注) 地域再生法の一部を改正する法律（平成27年法律第49号）の施行の日以後に変更</p> <p>(3) 租税特別措置法第42条の12第2項（地方活力向上地域において特定建築物等を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定に係る金額（中小企業者等を除きます。）法人税の明細書（別表6(17)）の24の欄の金額</p> <p>(4) 租税特別措置法第42条の12の2第1項、第2項及び第3項（雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除）の規定に係る金額（中小企業者等を除きます。）法人税の明細書（別表6(18)）の36の欄の金額</p> <p>(5) 租税特別措置法第42条の12の4第1項（雇用者給与等支給額が増加した場合の法人税額の特別控除）の規定に係る金額（中小企業者等を除きます。）法人税の明細書（別表6(21)）の13の欄の金額</p> <p>(6) 租税特別措置法第42条の12の5第7項及び第8項（生産性向上設備等を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定に係る金額（中小企業者等を除きます。）法人税の明細書（別表6(22)）の21の欄の金額</p>	<p>連結法人及び連結法人であった法人は、記載しないでください。</p>
16「還付法人税額等の控除額④」	<p>第6号様式別表2の3の④の計欄の金額を記載します。</p>	<p>連結法人及び連結法人であった法人は、記載しないでください。</p>

		てください。
17「退職年金等積立金に係る法人税額⑤」	法人税の申告書（別表19）の11の欄の金額を記載します。	(1) 連結法人及び連結法人であった法人は、記載しないでください。 (2) 2以上の都道府県に事務所等を有する法人及び都内分割法人は、記載する必要はありません。 (3) 第6号の2様式の申告書を提出すべき法人も記載します。
18「課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額 ①+②+③-④+⑤ ⑥」	(1) 次に掲げる法人の区分ごとに、それぞれに定める金額を記載します。 (イ) 連結法人及び連結法人であった法人以外の法人で、一の都道府県にのみ事務所等を有する法人（都内分割法人を除きます。） ①+②+③-④+⑤の金額 (ロ) 連結法人及び連結法人であった法人以外の法人で、2以上の都道府県に事務所等を有する法人及び都内分割法人第10号様式の⑥の欄の金額 (ハ) 連結法人及び連結法人であった法人 第6号様式別表1の⑧の欄の金額 (2) この金額に1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額を記載します。	
19「2以上の道府県に事務所又は事業所を有する法人における課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額⑦」	2以上の都道府県に事務所等を有する法人が第10号様式の道府県民税の「分割課税標準額」の欄の当該都道府県分の金額を記載します。ただし、東京都に申告する場合にあっては、⑭及び⑮の欄の金額の合計額を記載してください。	一の都道府県にのみ事務所等を有する法人は、記載する必要はありません。
20「法人税割額（⑥又は⑦× $\frac{1}{100}$ ） ⑧」	一の都道府県にのみ事務所等を有する法人は⑥の欄の金額に、2以上の都道府県に事務所等を有する法人は⑦の欄の金額に税率を乗じて計算します。ただし、東京都に申告する場合にあっては、⑮と⑯の欄の金額の合計額を記載してください。	税額の計算を行う場合の税率は、各都道府県ごとに定められた税率を用います。
21「外国の法人税等の額の控除額 ⑨」	第7号の2様式（その1）の⑫の欄の金額（2以上の都道府県に事務所等を有する法人にあっては、⑬の欄の当該都道府県分の金額）又は第7号の2様式（その2）の⑬の欄の金額（2以上の都道府県に事務所等を有する法人及び都内分割法人にあっては、⑰及び⑱の欄の東京都分の金額の合計額）を記載します。	
22「利子割額に関する計算」（⑳から㉔までの欄）	(1) ㉓の欄には、第9号の2様式の「計5」の③の欄及び第9号の3様式の「合計㉔」の欄と同じ金額を記載します。 (2) ㉒の欄には、㉓の欄の金額と⑧の欄の金額から⑨及び⑩の欄の金額を控除した金額のうち少ない金額を記載します。 (3) ㉑の欄には、㉓の欄の金額から㉒の欄の金額を控除した金額を記載します。なお、この申告書が確定申告書である場合で、㉒の欄の還付請求書に代わるものとして使用するときは、この金額を㉒の欄に移記します。 (4) ㉑及び㉒の欄は、この申告書が修正申告書であるときに記載します。 (5) ㉑の欄には、この修正申告の前の申告書の㉑の欄の金額を記載します。なお、この修正申告が更正後初めて提出するものであるときには、当該更正において法人税割額から控除することができなかった利子割額に相当する金額を記載してください。また、これらの金額のうちまだ還付を受けていないものがある場合であっても上記の金額を記載してください。 (6) ㉑の欄には、㉑の欄の金額から㉒の欄の金額を控除した金額を記載します。	㉓及び㉒の欄は、この申告の前の申告書のこれらの欄に記載された金額に異動がない場合であっても必ず記載します。
23「利子割額の控除額（控除した金額㉑）⑩」	㉑の欄の金額を記載します。	
24「差引法人税割額 ⑧-⑨-⑩-⑪ ⑫」	この金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた	

	金額を記載します。	
25「既に納付の確定した当期分の法人税割額⑬」	既に納付の確定した当期分の法人税割額を記載し、法人税法第89条（同法第145条の5において準用する場合を含みます。）の規定によって法人税に係る申告書を提出する義務がある法人がこの申告書を提出するときは、第6号の2様式の申告書の③の欄の金額についても記載します。なお、この申告の前の修正申告書で既還付請求利子割額が過大である場合の納付額があった法人は、その修正申告書の⑮の欄の金額を含めないで記載してください。また、この申告の前の更正において既還付請求利子割額が過大である場合の納付額があった法人についても同様に、「既還付請求利子割額が過大である場合の納付額」を含めないで記載してください。	
26「租税条約の実施に係る法人税割額の控除額⑭」	「⑫の欄の金額－⑬の欄の金額」と「租税条約の実施に係る更正に伴う法人税割額」とのいずれか少ない金額を記載します。この場合において、その金額が負数となる場合は記載しないでください。	
27「既還付請求利子割額が過大である場合の納付額（⑳）⑮」	この申告書が修正申告書であるときに、㉒の欄の金額を記載します。	
28「算定期間中において事務所等を有していた月数⑰」	この月数は、暦に従って計算し、1月に満たないときは1月とし、1月に満たない端数を生じたときは切り捨てて記載します。	算定期間中に事務所等又は寮等の新設又は廃止があった場合は、その月数には新設又は廃止の日を含みません。
29「円× $\frac{⑰}{12}$ ⑱」	(1) この金額に100円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てた金額を記載します。 (2) 東京都に申告する場合は、次に掲げる法人の区分ごとに、それぞれに定める金額を記載します。 (イ) 東京都の特別区のみならず事務所等又は寮等を有する法人主たる事務所等又は寮等所在の特別区の均等割額（道府県分と市町村分）に従たる事務所等又は寮等所在の特別区の数に応じた特別区の均等割額（市町村分）を加算した金額 (ロ) 東京都の特別区と東京都の市町村のいずれにも事務所等又は寮等を有する法人道府県分の均等割額に事務所等又は寮等所在の特別区の数に応じた特別区の均等割額（市町村分）を加算した金額 (ハ) 東京都の市町村のみならず事務所等又は寮等を有する法人事務所等又は寮等の所在する市町村の数にかかわらず一の道府県分の均等割額	(1) 均等割の税率区分の基準は、「期末現在の資本金の額及び資本準備金の額の合算額」又は「期末現在の資本金等の額」のいずれか大きい方の額を用います。 ただし、「期末現在の資本金の額又は出資金の額（解散日現在の資本金の額又は出資金の額）」の欄に出資金の額を記載した場合には、出資金の額又は「期末現在の資本金等の額」のいずれか大きい方の額を用いてください。 (2) 特別区に事務所等又は寮等を有する法人が東京都に申告する場合には、第6号様式別表4の3の「均等割額の計算」の⑧の欄の金額を記載します。
30「この申告により納付すべき道府県民税⑰+⑳ ㉑」	⑰又は⑳の欄に△印を付して記載した場合におけるこの欄の計算については、⑰又は⑳の欄を零として計算します。	
31「㉑のうち見込納付額㉒」	法人税法第75条の2第1項（同法第145条において準用する場合を含みます。）の規定により確定申告書の提出期限が延長されている法人が道府県民税につき申告書の提出前に納付した金額又は同法第81条の24第1項の規定により連結確定申告書の提出期限が延長されている法人（当該法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人（連結申告法人に限ります。）を含みます。）が道府県民税につき申告書の提出前に納付した金額を記載します。	
32「東京都に申告する場合の⑧の計算」（㉓から㉗までの欄）	(1) ㉓の欄は東京都の特別区のみならず事務所等を有する法人にあっては⑥の欄の金額を記載し、2以上の都道府県に事務所等を有する法人及び都内分割法人にあっては第10号様式の道府	東京都以外の道府県に申告する場合は、記載する必要はありません。

	<p>県民税の「分割課税標準額」の欄の東京都の特別区分の金額を記載します。</p> <p>(2) ㉔の欄は東京都の市町村のみに事務所等を有する法人にあっては㉔の欄の金額を記載し、2以上の都道府県に事務所等を有する法人及び都内分割法人にあっては第10号様式の道府県民税の「分割課税標準額」の欄の東京都の市町村分の金額を記載します。</p> <p>ただし、東京都の2以上の市町村に事務所等を有する法人は、上記「分割課税標準額」の欄の市町村分の合計額によらず次の算式により算定した金額を記載してください。</p> $\text{法人税額又は個別帰属法人税額} \times \frac{\text{東京都の市町村分の従業員数}}{\text{従業員の総数}}$	
<p>33 事業税の「所得割」 (㉓から㉕までの欄)</p>	<p>(1) ㉓の欄は、第6号様式別表5を添付する法人にあっては同表の㉔の欄の金額を、その他の法人にあってはこの申告書の㉔の欄の金額から㉔の欄の金額を控除した金額を記載します。</p> <p>(2) ㉓から㉕までの各欄の課税標準の額は、次に掲げる法人の区分に応じそれぞれに定める金額を記載します。</p> <p>(イ) 2以上の都道府県に事務所等を有する法人 第10号様式の事業税の「分割課税標準額」の欄のうち、当該都道府県分の金額を記載します。</p> <p>(ロ) 一の都道府県にのみ事務所等を有する法人 ㉓の欄の金額が年400万円（その事業年度が1年に満たない場合においては、400万円にその事業年度の月数を乗じて12で除して得た金額。以下同じ。）以下であるときはその金額を㉔の欄に、年400万円を超え年800万円（その事業年度が1年に満たない場合においては、800万円にその事業年度の月数を乗じて12で除して得た金額。以下同じ。）以下であるときはこれを年400万円以下の金額及び年400万円を超え年800万円以下の金額に区分してそれぞれ㉔及び㉕の各欄に、年800万円を超えるときはこれを年400万円以下の金額、年400万円を超え年800万円以下の金額及び年800万円を超える金額に区分して、それぞれ㉔、㉕及び㉖の各欄に記載します。</p> <p>(ハ) 特別法人（協同組合等）であって次の(ニ)に該当しないもの 所得金額が年400万円以下であるときはその金額を㉔の欄に、年400万円を超えるときは年400万円以下の金額を㉔の欄に、年400万円を超える金額を㉕の欄にそれぞれ記載します。</p> <p>(ニ) 租税特別措置法第68条第1項の規定に該当する法人 所得金額が年400万円以下であるときはその金額を㉔の欄に、年400万円を超え年10億円（その事業年度が1年に満たない場合においては、10億円にその事業年度の月数を乗じて12で除して得た金額。以下同じ。）以下であるときは年400万円以下の金額を㉔の欄に、年400万円を超え年10億円以下の金額を㉕の欄に、また、年10億円を超えるときは年400万円以下の金額を㉔の欄に、年400万円を超え年10億円以下の金額を㉕の欄に、年10億円を超える金額を㉖の欄にそれぞれ記載します。</p> <p>(3) ㉓の欄の課税標準の額は、法第72条の24の7第3項の規定により軽減税率が適用されない法人がその所得金額を記載します。</p> <p>(4) ㉓から㉕までの各欄の課税標準の額に1,000円未満の端数があるとき又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨て、税額に100円未満の端数があるとき又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額を記載します。</p>	<p>(1) 収入金額課税法人（電気供給業、ガス供給業及び保険業を行う法人）は、記載する必要はありません。</p> <p>(2) その事業年度が1年に満たない場合において、㉓の欄の金額が400万円を超え800万円以下であるときの㉕の欄の金額は、㉓の欄の金額から㉔の欄の金額（端数を切り捨てる前の金額）を控除して算出し、㉓の欄の金額が800万円を超えるときの㉖の欄の金額は、㉓の欄の金額から㉔及び㉕の各欄の金額（端数を切り捨てる前の金額）を控除して算出します。</p> <p>(3) 軽減税率の適用されない法人とは、事業年度の末日において、3以上の都道府県に事務所等を設けて事業を行う法人で資本金の額又は出資金の額が1,000万円以上の法人をいいます。</p>
<p>34 「付加価値割」(㉓及び㉔の欄)</p>	<p>(1) ㉓の欄は、法第72条の2第1項第1号イに掲げる法人（外</p>	

	<p>形対象法人)が、第6号様式別表5の2の⑩の欄の金額を記載します。</p> <p>(2) ⑩の欄の課税標準の額は、一の都道府県にのみ事務所等を有する法人にあつては⑨の欄の金額を記載し、2以上の都道府県に事務所等を有する法人にあつては第10号様式の事業税の「分割課税標準額」の欄の当該都道府県分の金額を記載します。</p> <p>この場合において課税標準の額に1,000円未満の端数があるとき又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨て、税額に100円未満の端数があるとき又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額を記載します。</p>	
35「資本割」(④①及び④②の欄)	<p>(1) ④①の欄は、法第72条の2第1項第1号イに掲げる法人(外形対象法人)が、第6号様式別表5の2の②①の欄の金額を記載します。</p> <p>(2) ④②の欄の課税標準の額は、一の都道府県にのみ事務所等を有する法人にあつては④①の欄の金額を記載し、2以上の都道府県に事務所等を有する法人にあつては第10号様式の事業税の「分割課税標準額」の欄の当該都道府県分の金額を記載します。</p> <p>この場合において課税標準の額に1,000円未満の端数があるとき又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨て、税額に100円未満の端数があるとき又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額を記載します。</p>	
36「収入割」(④③及び④④の欄)	<p>収入金額課税法人のみが次のように記載します。</p> <p>(1) ④③の欄は、電気供給業及びガス供給業を行う法人にあつては第6号様式別表6の⑥の欄の金額を、生命保険会社又は外国生命保険会社等にあつては第6号様式別表7の⑤の欄の金額を、損害保険会社又は外国損害保険会社等にあつては第6号様式別表8の⑦の欄の金額を、少額短期保険業者にあつては同表の⑨の欄の金額を記載します。</p> <p>(注) 電気事業法等の一部を改正する法律(平成26年法律第72号)の施行の日以後に変更</p> <p>(1) ④③の欄は、電気供給業及びガス供給業を行う法人にあつては第6号様式別表6の⑦の欄の金額を、生命保険会社又は外国生命保険会社等にあつては第6号様式別表7の⑤の欄の金額を、損害保険会社又は外国損害保険会社等にあつては第6号様式別表8の⑦の欄の金額を、少額短期保険業者にあつては同表の⑨の欄の金額を記載します。</p> <p>(2) ④④の欄の課税標準の額は、一の都道府県にのみ事務所等を有する法人にあつては④③の欄の金額を記載し、2以上の都道府県に事務所等を有する法人にあつては第10号様式の事業税の「分割課税標準額」の欄の当該都道府県分の金額を記載します。</p> <p>この場合において課税標準の額に1,000円未満の端数があるとき又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨て、税額に100円未満の端数があるとき又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額を記載します。</p>	
37「平成27年改正法附則第8条又は第9条の控除額④⑥」	<p>第6号様式別表5の7の「③が30億円以下の場合の控除額④⑥」の欄の金額又は「③が30億円超40億円未満の場合の控除額④⑦」の欄の金額を記載します。</p>	
38「租税条約の実施に係る事業税額の控除額④⑨」	<p>「④⑤の欄の金額－④⑥の欄の金額－④⑦の欄の金額－④⑧の欄の金額」と「租税条約の実施に係る更正に伴う事業税額」とのいずれか少ない金額を記載します。</p> <p>この場合において、その金額が負数となるときは記載しないでください。</p>	
39「この申告により納付すべき事	<p>⑤⑩の欄は、④⑤の欄から④⑥の欄、④⑦の欄、④⑧の欄及び④⑨の欄の</p>	「⑤⑩の内訳」の各欄の

業税額④⑤－④⑥－④⑦－④⑧－④⑨ ⑤⑩」及び「⑤⑩の内訳」の各欄（⑤ から④⑩までの欄）	金額を控除した金額を記載し、⑤⑩から⑤⑩までの欄は、その割ご との内訳の金額をそれぞれ記載します。この場合において、⑤ から⑤⑩までの欄に負数が生じるときであっても、△印を付して そのまま記載します。	記載における④⑥の欄の金額 の控除については、⑤⑩の欄、 ⑤⑩の欄の順に行います。
40「⑤⑩のうち見込納付額⑤⑩」	⑤⑩の欄は、法第72条の25第3項又は第5項（法第72条の28第 2項においてこれらの規定を準用する場合を含みます。）の規定 により確定申告書の提出期限が延長されている法人が事業税に つき当該申告書の提出前に納付した金額を記載します。	
41「差引⑤⑩－⑤⑩ ⑤⑩」	⑤⑩の欄は、⑤⑩の欄から⑤⑩の欄の金額を控除した金額を記載し ます。	
42「所得割に係る地方法人特別税 額⑤⑩」 （⑤⑩の内訳）	「課税標準」の欄は、標準税率が適用される法人については、 「計⑤⑩」又は「軽減税率不適用法人の金額⑤⑩」の「税額」の欄 の金額を記載し、標準税率以外の税率が適用される法人につい ては、第6号様式別表14の「計⑤⑩」又は「軽減税率不適用法人 の金額⑤⑩」の「基準法人所得割額」の欄の金額を記載します。	
43「収入割に係る地方法人特別税 額⑤⑩」 （⑤⑩の内訳）	「課税標準」の欄は、標準税率が適用される法人については、 「収入金額⑤⑩」の「税額」の欄の金額を記載し、標準税率以外 の税率が適用される法人については、第6号様式別表14の「収 入金額⑤⑩」の「基準法人収入割額」の欄の金額を記載します。	
44「租税条約の実施に係る地方法 人特別税額の控除額⑤⑩」	「⑤⑩の欄の金額－⑤⑩の欄の金額－⑤⑩の欄の金額」と「租税条 約の実施に係る更正に伴う地方法人特別税額」とのいずれか少 ない金額を記載します。 この場合において、その金額が負数となるときは記載しない でください。	
45「この申告により納付すべき地 方法人特別税額 ⑤⑩－⑤⑩－⑤⑩－ ⑤⑩ ⑤⑩」	⑤⑩の欄は、⑤⑩の欄から⑤⑩の欄、⑤⑩の欄及び⑤⑩の欄の金額を控 除した金額を記載します。	
46「⑤⑩のうち見込納付額⑤⑩」	事業税の確定申告書の提出期限が延長されている法人が、地 方法人特別税につき、当該申告書の提出前に納付した金額を記 載します。	
47「差引⑤⑩－⑤⑩ ⑤⑩」	⑤⑩の欄は、⑤⑩の欄から⑤⑩の欄の金額を控除した金額を記載し ます。	
48「所得金額の計算の内訳」 （⑤⑩から⑤⑩までの欄）	第6号様式別表5を添付する法人以外の法人が、次のように 記載します。 (1) ⑤⑩の欄は、連結申告法人以外の法人にあっては法人税の明 細書（別表4）の33の欄の金額を、連結申告法人にあっては 法人税の明細書（別表4の2付表）の42の欄の金額を記載し ます。 ただし、連結申告法人について、法人税の明細書（別表4 の2付表）の7の欄に記載された金額がある場合には、その 金額を42の欄の金額に加算した金額を記載します。 (2) ⑤⑩の欄は、連結申告法人以外の法人にあっては法人税の明 細書（別表4）の33の欄の計算上損金の額に算入している所 得税額及び復興特別所得税額がある場合において、連結申告 法人にあっては法人税の明細書（別表4の2付表）の42の欄 の計算上損金の額に算入している所得税額及び復興特別所得 税額がある場合において、当該所得税額及び復興特別所得 税額を記載します。したがって、法人税法第40条又は第81条の 7の規定により納付した所得税額及び復興特別所得税額を損 金の額に算入していない場合においては記載する必要はあり ません。 (3) ⑤⑩の欄は、法人税の明細書（別表12(1)）の5の欄の金額又 は10の欄の金額のいずれか低い金額（法の施行地外において 行う資源開発事業等に係る特定株式等に関する部分の金額に 限ります。）を記載します。 (4) ⑤⑩の欄は、法人税の明細書（別表12(1)）の「益金算入額の 計算」の欄の25及び26の計欄の金額の合計額（法の施行地外 において行う資源開発事業等に係る特定株式等に関する部分 の金額に限ります。）を記載します。 (5) ⑤⑩の欄は、外国の事業に帰属する所得以外の所得に対して	(2)において、平成26年4 月1日前に開始する事業年 度については「所得税額及 び復興特別所得税額」とあ るの「所得税額」としま す。

	<p>課された外国法人税の額について法人税法第69条又は第81条の15に規定する外国税額の控除の適用を受ける金額を有する法人が外国の事業に帰属する所得以外の所得に対して課された外国法人税の額のうち、連結申告法人以外の法人にあっては法人税の明細書（別表4）の30の欄に記載した金額を、連結申告法人にあっては法人税の明細書（別表4の2附表）の39の欄に記載した金額を記載します。</p> <p>(6) ㉔の欄は、第6号様式別表9の④の「計」の欄の金額又は法人税法第59条の規定の適用を受けようとする法人が第6号様式別表10の⑨の欄、同表の㉒の欄若しくは第6号様式別表11の⑪の欄の金額を記載します。</p>	
49「法人税の所得金額又は個別所得金額㉓」	<p>連結申告法人以外の法人にあっては法人税の明細書（別表4）の47の欄の所得金額又は欠損金額を、連結申告法人にあっては法人税の明細書（別表4の2附表）の55の欄の個別所得金額又は個別欠損金額を記載します。</p>	
50「法第15条の4の徴収猶予を受けようとする税額㉕」	<p>2以上の都道府県に事務所等を有する法人が修正申告に係る税額につき徴収猶予を受けようとする場合において第1号様式による届出書に代えようとするものが記載します。この場合において記載する金額は、㉖、㉗及び㉘の欄に記載した金額の合計額と同額になります。</p>	
51「利子割還付額の均等割への充当」	<p>利子割額のうち法人税割額から控除することができなかった金額について、均等割に充当を希望する場合は「希望する」欄に、充当を希望しない場合は「希望しない」欄にそれぞれチェックします。</p> <p>なお、当該対象法人に未納に係る地方公共団体の徴収金がある場合、「希望しない」にチェックしても、当該徴収金に充当されます。</p>	<p>利子割還付額が発生する場合は、なるべく「希望する」欄にチェックしていただき、均等割額から当該還付額を差し引いた金額での納付をお願いします。</p>
52「還付請求」の「中間納付額㉙」	<p>中間納付額の還付を受けようとする場合において還付請求書に代わるものとして記載することができます。この場合において、還付請求額として記載する額は、㉚の欄又は㉛の欄に△印を付した法人税割額又は均等割額と、㉜の欄に記載した事業税額及び㉝の欄に記載した地方法人特別税額との合計額と同額になります。</p>	
53「還付請求」の「利子割額㉞」	<p>利子割額の還付を受けようとする場合において還付請求書に代わるものとして記載することができます。この場合において、還付請求額として記載する額は、以下のとおりです。</p> <p>(1) 利子割還付額の均等割への充当を、「希望する」とした場合 均等割に充当される額を控除した後の額（㉞の欄の額から㉟の欄の額を控除した金額となります。）を記入します。</p> <p>(2) 利子割還付額の均等割への充当を、「希望しない」とした場合 ㉞の欄に記載した金額と同額になります。</p>	
54「法人税の期末現在の資本金等の額又は連結個別資本金等の額」	<p>法人税法第2条第16号に規定する資本金等の額又は同条第17号の2に規定する連結個別資本金等の額（保険業法に規定する相互会社にあつては、純資産額）を記載します。</p>	<p>(1) 資本金等の額は、法人税の明細書（別表5(1)）の「II 資本金等の額の計算に関する明細書」における、36の④の欄の金額を用います。</p> <p>(2) 連結個別資本金等の額は、法人税の明細書（別表5の2(1)附表1）の「II 連結個別資本金等の額の計算に関する明細書」における、30の④の欄の金額を用います。</p>
55「法人税の当期の確定税額又は連結法人税個別帰属支払額」	<p>次に掲げる法人の区分ごとに、それぞれに定める金額を記載します。</p> <p>(1) 連結申告法人以外の法人 当該事業年度の当該法人に係る法人税額（当該金額のうち特別控除戻税額等がある場合には、当該特別控除戻税額等を控除した額）</p> <p>(2) 連結申告法人 当該連結事業年度の当該連結法人に係る連</p>	

	結法人税個別帰属支払額（当該金額のうち個別帰属特別控除取戻税額等がある場合には、当該個別帰属特別控除取戻税額等を控除した額）	
56「申告期限の延長の処分（承認の有無）」の「事業税」	法第72条の25第2項から第7項まで（法第72条の28第2項においてこれらの規定を準用する場合を含みます。）の規定により申告期限の延長の処分を受けている法人は「有」を、その他の法人は「無」を○印で囲んで表示します。	
57「申告期限の延長の処分（承認の有無）」の「法人税」	次に掲げる法人は「有」を、その他の法人は「無」を○印で囲んで表示します。 (1) 法人税法第75条の2第1項（同法第145条において準用する場合を含みます。）の規定により法人税の確定申告書の提出期限が延長されている連結申告法人以外の法人（同法第75条の2第6項（同法第145条において準用する場合を含みます。）において準用する同法第75条第5項の規定により当該提出期限が延長されたものとみなされた場合を含みます。） (2) 連結申告法人のうち、法人税法第81条の24第1項の規定により法人税の連結確定申告書の提出期限が延長されている連結親法人（同条第3項の規定において準用する同法第75条第5項の規定により当該提出期限が延長されたものとみなされた場合を含みます。）及び当該法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人	
58「法人税の申告書の種類」	次に掲げる法人税の申告書を提出する法人の区分ごとに、それぞれに定める申告書の種類を○印で囲んで表示します。 (1) 法人税法第2条第37号に規定する青色申告書を提出する法人「青色」 (2) その他の申告書を提出する法人「その他」	
59「翌期の中間申告の要否」	次に掲げる法人は「要」を、その他の法人は「否」を○印で囲んで表示します。 (1) 連結申告法人以外の法人にあつては、当該事業年度の当該法人に係る法人税額（当該金額のうち特別控除取戻税額等がある場合には、当該特別控除取戻税額等を控除した額）に6を乗じて得た金額を当該事業年度の月数で除して計算した金額が10万円を超える法人（翌期に法人税法第71条第1項（同法第72条第1項の規定が適用される場合及び同法第145条においてこれらの規定を準用する場合を含みます。）の規定によって中間申告をする必要のある法人を含みます。） (2) 連結申告法人にあつては、当該連結事業年度の当該連結法人に係る連結法人税個別帰属支払額（当該金額のうち個別帰属特別控除取戻税額等がある場合には、当該個別帰属特別控除取戻税額等を控除した額）に6を乗じて得た金額を当該連結事業年度の月数で除して計算した金額が10万円を超える法人	
60「国外関連者の有無」	外国（わが国と租税条約を締結している国に限ります。）に子会社又は親会社等（租税特別措置法第66条の4の規定に該当する法人）を有する法人は「有」を、その他の法人は「無」を○印で囲んで表示します。	